

こども家庭庁設置法等及びこども基本法の施行について周知するものです。

事務連絡

令和5年4月3日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人日本スポーツ振興センター担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

こども家庭庁設置法等及びこども基本法の施行について

本年4月1日、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども家庭庁組織令（令和5年政令第125号）、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）、こども政策推進会議令（令和5年政令第128号）、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）が施行されることに伴い、別添1及び2の通り、こども家庭庁長官より各都道府県知事及び各指定都市市長に対して通知が発出されましたので、この旨周知します。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む）

以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会(指定都市を除く。)に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人におかれては、その設置する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。また、附属学校を置く国公立大学法人については、その設置する附属学校を含む。)に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する大学に対し、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、周知してください。

【本件担当】

(こども家庭庁設置法等について)

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室管理係

電話：03-5253-4111(内線：3091)

E-mail：gyoukaku@mext.go.jp

(こども基本法について)

文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係

電話：03-5253-4111(内線：2641)

E-mail：soseisk@mext.go.jp

(小学校就学前の教育について)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係

電話：03-5253-4111(内線：3136)

E-mail：youji@mext.go.jp

(いじめ防止等の取扱いについて)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111(内線：3298)

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

(不登校関係の取扱いについて)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話：03-5253-4111(内線：3299)

E-mail：s-sidou1@mext.go.jp

(別添1)

こ 総 第 56 号
令和 5 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

こ ども 家 庭 庁 長 官
(公 印 省 略)

こども家庭庁設置法等の施行について

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号。以下「設置法」という。）、こども家庭庁組織令（令和5年政令第125号。以下「組織令」という。）、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号。以下「審議会令」という。）、こども政策推進会議令（令和5年政令第128号。以下「推進会議令」という。）及びこども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号。以下「組織規則」という。）（以下「こども家庭庁設置法等」という。）が本日施行しました。

これらの内容は下記のとおりとなりますので、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

(参考) 各法令の条文は、下記のリンクを御参照ください。

こども家庭庁ホームページ(<https://www.cfa.go.jp/laws/>)

記

第1 趣旨

こどもや若者に関する施策については、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけた。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務である。

このため、今般、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法等を定めることとしたこと。

第2 こども家庭庁の設置等

1 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置し、こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官

(以下「長官」という。) とすること (設置法第2条関係)。

- 2 こども家庭庁は、心身の発達過程にある者 (以下「こども」という。) が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とすること (設置法第3条第1項関係)。
- 3 2に定めるもののほか、こども家庭庁は、2の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすること (設置法第3条第2項関係)。
- 4 こども家庭庁は、3の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする (設置法第3条第3項関係)。
- 5 長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる (設置法第5条関係)。
- 6 こども家庭庁は、内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第53条第2項に規定する庁とするとともに、内閣府設置法第53条第2項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、3以内とすること (設置法第9条関係)。

第3 こども家庭庁の内部部局

- 1 こども家庭庁に長官官房並びに成育局及び支援局を置くこと (組織令第1条関係)。
- 2 長官官房
 - (1) 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどること (組織令第2条関係)。
 - 一 機密に関すること。
 - 二 こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
 - 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
 - 六 こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。
 - 七 こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。
 - 八 こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。
 - 九 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 十 こども家庭庁の行政の考査に関すること。
 - 十一 国会との連絡に関すること。
 - 十二 広報に関すること。
 - 十三 こども家庭庁の機構及び定員に関すること。
 - 十四 こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - 十五 こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

- 十六 東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関する
こと。
- 十七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理の
うちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。
- 十八 こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十九 こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による大
学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十一 こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二十二 こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十三 こども政策推進会議の庶務に関すること。
- 二十四 こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこ
ども施策をいう。以下同じ。）に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策
の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十五 こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及
並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 二十六 こども大綱（こども基本法第9条第1項に規定するこども大綱をいう。以下同
じ。）の策定及び推進に関すること。
- 二十七 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条第1項に規定する大綱
の策定及び推進に関すること。
- 二十八 子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律
第71号）第8条第1項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱をいう。以下同じ。）
の策定及び推進に関すること。
- 二十九 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第8条第1項
に規定する大綱の策定及び推進に関すること。
- 三十 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関する
こと。
- 三十一 こども家庭庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及
び立案並びに推進に関すること。
- 三十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案
並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和22年法律第5号）第12
条第2項第2号に掲げる事務を除く。）。
 - ア こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現
に向けた基本的な政策に関する事項
 - イ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に
向けた基本的な政策に関する事項
 - ウ 子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法第1条に規定する子ども・
若者育成支援をいう。以下同じ。）に関する事項
- 三十三 第2の2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関
して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図る

ために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十四 一から三十三までに掲げるもののほか、こども家庭庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(2) 長官官房に、次の職を置き、それぞれ次の職務を定めること（組織令第5条から第7条まで関係）。

一 官房長 命を受けて、長官官房の事務を掌理する。

二 審議官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。） 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

三 公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。） 一人 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

四 参事官一人（併任の者を除く。） 命を受けて、こども家庭庁の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

(3) 長官官房に、総務課及び参事官一人を置くこと（組織令第8条関係）。

(4) 長官官房総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第9条関係）。また、同課に、経理室（室長を含む。）並びに企画官一人（併任の者を除く。）、人事調査官一人及びサイバーセキュリティ・情報化企画官一人を置くこと（組織規則第1条関係）。

一 機密に関すること。

二 こども家庭庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

七 こども家庭庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

八 こども家庭庁の保有する情報の公開に関すること。

九 こども家庭庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十 こども家庭庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十一 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（長官官房参事官の所掌に属するものを除く。）。

十二 こども家庭庁の行政の考査に関すること。

十三 こども家庭庁の事務能率の増進に関すること。

十四 国会との連絡に関すること。

十五 広報に関すること。

十六 こども家庭庁の機構及び定員に関すること。

十七 こども家庭庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十八 こども家庭庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十九 東日本大震災復興特別会計の経理のうちこども家庭庁の所掌に係るものに関する
こと。

二十 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理の
うちこども家庭庁の所掌に係るものに関すること。

二十一 庁内の管理に関すること。

二十二 こども家庭庁所属の建築物の営繕に関すること。

二十三 こども家庭庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

二十四 こども家庭庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

二十五 こども家庭庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十六 大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支
援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七 一から二十六に掲げるもののほか、こども家庭庁の所掌事務で他の所掌に属し
ないものに関すること。

(5) 長官官房参事官は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第10条関係）。また、
長官官房に、同参事官の職務を助ける少子化対策企画官一人を置くこと（組織規則第2条
関係）。

一 こども家庭庁の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものに限
る。）に関すること。

二 こども家庭庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

三 こども家庭審議会の庶務に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

四 こども政策推進会議の庶務に関すること。

五 こども施策に対するこども等の意見の反映に関する基本的な政策の企画及び立案並
びに推進に関すること。

六 こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する知識の普及並び
に国民の関心及び理解の増進に関すること。

七 こども大綱の策定及び推進に関すること。

八 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

九 子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進に関すること。

十 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する大綱の策定及び推進
に関すること。

十一 こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関する
こと。

十二 こども家庭庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び
立案並びに推進に関すること。

十三 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並
びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第12条第2項第2号に掲げる事
務を除く。）。

ア こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実
現に向けた基本的な政策に関する事項

イ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に

向けた基本的な政策に関する事項

ウ 子ども・若者育成支援に関する事項

十四 第2の2の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3 成育局

(1) 成育局は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第3条関係）。

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第69条第1項の規定による拠出金の徴収（以下「拠出金の徴収」という。）に関するものを除く。）。

三 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）に関する制度に関すること。

四 児童福祉施設等（保育所、児童厚生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センター（それぞれ児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、児童厚生施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。以下同じ。）並びに認定こども園（保育に係る部分に限る。五及び六において同じ。）をいう。以下同じ。）及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関すること。

五 四に掲げるもののほか、保育所、認定こども園、児童厚生施設及び助産施設並びにこれらの職員を養成する施設に関すること。

六 四及び五（保育所及び認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどもの保育に関すること。

七 四及び五（児童厚生施設及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

八 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。

九 児童福祉法に規定する児童委員に関すること（同法の規定による主任児童委員の指名に関するものを除く。）。

十 こども及び子育てに関する相談及び情報の提供のための体制の整備の推進に関すること。

十一 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興セ

ンター法（平成 14 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項第 7 号に規定する災害共済給付に関すること。

十三 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 8 条第 1 項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

十四 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

十五 四及び五（助産施設及びその職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十六 成育医療等基本方針（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）第 11 条第 1 項に規定する成育医療等基本方針をいう。以下同じ。）の策定及び推進に関すること。

十七 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）の規定による一時金の支給等に関すること。

十八 こどもの権利利益の擁護に関すること（他省並びに長官官房及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

十九 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。

二十 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設等の入所措置に関する費用の監査に関すること（支援局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十二 こども家庭審議会に置かれる分科会の庶務の処理に関すること。

(3) 成育局に、総務課、保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課及び安全対策課並びに参事官一人を置くこと（組織令第 11 条関係）。

(4) 成育局総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 12 条関係）。

一 成育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会の庶務の処理に関すること。

三 一及び二に掲げるもののほか、成育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(5) 成育局保育政策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第 13 条関係）。また、同課に、認可外保育施設担当室（室長を含む。）及び業務管理体制検査官二人（併任の者を除く。）を置き、認可外保育施設担当室に、指導監査官四人を置くこと（組織規則第 3 条関係）。

一 子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（拠出金の徴収に関すること並びに成育環境課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 認定こども園に関する制度に関すること。

三 保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。）に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

- 四 三に掲げるもののほか、こどもの保育に関すること。
- 五 成育局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。
- (6) 成育局成育基盤企画課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第14条関係）。
- 一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 小学校就学前のこどもの成育に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
 - 三 保育所及び認定こども園におけるこどもの保育の内容に関すること。
 - 四 保育所及び認定こども園（保育に係る部分に限る。五において同じ。）の職員の資格及び資質の向上に関すること。
 - 五 保育所及び認定こども園の職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 成育局成育環境課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第15条関係）。また、同課に、児童手当管理室（室長を含む。）を置くこと（組織規則第4条関係）。
- 一 児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当及び同法附則第2条第1項の給付に関すること。
 - 二 児童厚生施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 二に掲げるもののほか、こどものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること（成育基盤企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 児童福祉法に規定する児童委員に関すること（同法の規定による主任児童委員の指名に関するものを除く。）。
 - 五 こども及び子育てに関する相談及び情報の提供のための体制の整備の推進に関すること。
- (8) 成育局母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第16条関係）。
- 一 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関すること。
 - 二 一に掲げるもののほか、こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること及び支援局の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 助産施設及びその職員を養成する施設に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 一及び三に掲げるもののほか、妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
 - 五 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。
 - 六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の規定による一時金の支給等に関すること。
 - 七 こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術に関する事務の総括に関すること。
 - 八 こども家庭審議会成育医療等分科会の庶務の処理に関すること。

(9) 成育局安全対策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第17条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第5条関係）。

- 一 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号に規定する災害共済給付に関すること。
- 三 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第8条第1項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。
- 四 こどもの権利利益の擁護に関すること（他省並びに長官官房及び支援局の所掌に属するものを除く。）。

(10) 成育局参事官は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第18条関係）。

- 一 子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に関する交付金に関すること。
- 二 児童福祉施設等及びその職員を養成する施設の施設及び設備の整備に関すること。
- 三 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和55年法律第91号）第1条第3項に規定する指定法人に関すること。
- 四 こどもの福祉のための文化の向上に関すること。
- 五 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設等の入所措置に要する費用の監査に関すること（支援局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理に関すること（拠出金の徴収に関することを除く。）。
- 七 こども家庭審議会児童福祉文化分科会の庶務の処理に関すること。

4 支援局

(1) 支援局は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第4条関係）。

- 一 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 一（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）に掲げるもののほか、こどもの養護に関すること。
- 三 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当に関すること。
- 四 三に掲げるもののほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
- 五 一から四までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 こどもの自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療をいう。以下同じ。）に関すること。
- 七 こどもの虐待の防止に関すること。
- 八 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定によるいじめの防止等に関

する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

九 子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

十 障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

(2) 支援局に、総務課、虐待防止対策課、家庭福祉課及び障害児支援課を置くこと（組織令第19条関係）。

(3) 支援局総務課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第20条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第6条関係）。

一 支援局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 いじめ防止対策推進法の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

三 一及び二に掲げるもののほか、支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(4) 支援局虐待防止対策課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第21条関係）。また、同課に、企画官一人を置くこと（組織規則第7条関係）。

一 保護者のないこども、保護者に監護させることが不相当であるこどもその他の保護が必要なこどもの支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 児童相談所に関すること。

三 こどもの虐待の防止に関すること。

四 子ども・若者育成支援に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進（子ども・若者育成支援推進大綱の策定及び推進を除く。）に関すること。

五 支援局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の調査に関する調整に関すること。

(5) 支援局家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第22条関係）。また、同課に、企画官一人及び児童扶養手当特別指導監査官三人以内を置くこと（組織規則第8条関係）。

一 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。

二 児童福祉法第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等の自立のために必要な支援に関すること。

三 里親に関すること。

四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）の規定による養子縁組あっせん事業に関すること。

五 一（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びにこれらの職員を養成する施設に係る部分に限る。）及び二から四までに掲げるもののほか、こどもの養護に関すること。

- 六 児童扶養手当法に規定する児童扶養手当に関すること。
 - 七 六に掲げるもののほか、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
 - 八 一から七までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること（成育局並びに虐待防止対策課及び障害児支援課の所掌に属するものを除く。）。
 - 九 国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。
- (6) 支援局障害児支援課は、次に掲げる事務をつかさどること（組織令第23条関係）。
- 一 障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらの職員を養成する施設に関すること（成育局の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 一に掲げるもののほか、障害のあるこどもの福祉の増進に関すること。
 - 三 こどもの自立支援医療に関すること。
 - 四 障害児入所施設の入所措置に関する費用の監査に関すること。

第4 こども家庭庁に置かれる機関等

1 こども家庭審議会

- (1) こども家庭庁に、こども家庭審議会を置くこと（設置法第6条第1項関係）。
- (2) こども家庭審議会の委員及び臨時委員は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、それぞれ内閣総理大臣が任命すること（審議会令第2条関係）。
- (3) こども家庭審議会の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において総括し、及び処理するとともに、同審議会に、次の分科会を置き、それぞれ次の課又は参事官において処理すること（審議会令第5条及び第9条関係）。
 - 一 子ども・子育て支援等分科会 こども家庭庁成育局総務課
 - 二 児童福祉文化分科会 こども家庭庁成育局参事官
 - 三 成育医療等分科会 こども家庭庁成育局母子保健課

2 旧優生保護法一時金認定審査会

- (1) 1に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによること（設置法第6条第2項関係）。
- (2) 旧優生保護法一時金認定審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理する（こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第126号。令和5年4月1日施行）による改正後の旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第36号）第4条関係）。

3 こども政策推進会議

- (1) 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とすること（設置法第8条関係）。

(2) こども政策推進会議の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において処理すること（推進会議令第2条関係）。

4 こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置くこと（組織令第24条関係）。なお、その所掌事務、名称、位置等の詳細は、従前と同じであること（組織規則第9条から第20条まで関係）。

5 こども家庭庁に、こども家庭庁顧問及びこども家庭庁参与を置くことができること（組織規則第21条及び第22条）。

第5 その他

1 政府は、設置法の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。（設置法附則第2項関係）

2 第3の2（2）二の長官官房に置かれる審議官のうち関係のある他の職を占める者をもって充てられる審議官は、令和8年3月31日まで置かれるものとする（組織令附則第2項関係）。

3 こども家庭庁設置法等は、いずれも令和5年4月1日から施行すること。

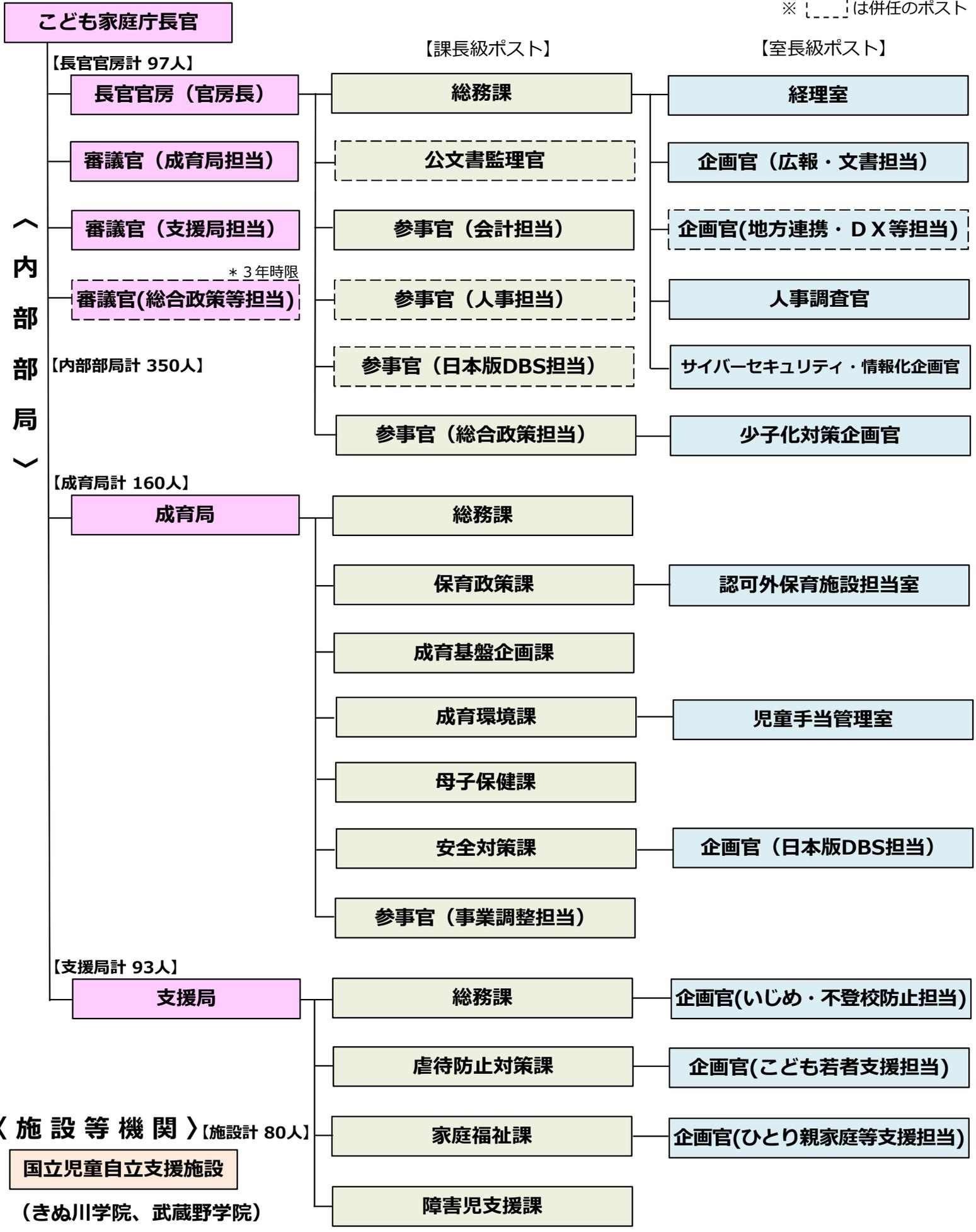
4 その他、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、児童福祉法その他の関係法律及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）その他の関係政令について、長官の権限を定める等関係規定の整備を行うとともに、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び政令について、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うこととし、令和5年4月1日から施行するほか、これらの施行に関し必要な経過措置を定めることとしたこと。

こども家庭庁組織図概要

別紙 1

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。

※ [] は併任のポスト



趣旨

子ども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする子ども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、子ども家庭庁を設置

2. 子ども家庭庁の長は、子ども家庭庁長官とする

3. 子ども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前の子どもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前の子どものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・子どもの保育及び養護
 - ・子どものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子どもの保健の向上
 - ・子どもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・子どもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・子ども大綱の策定及び推進
- 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・子ども家庭庁長官は、子ども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・子ども家庭庁に、子ども政策に関する重要事項等を審議する子ども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、子ども基本法の定めるところにより子ども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とする子ども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

(別添2)

こ総政第 2 号
令和5年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策

本法における「こども施策」は、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる。

(1) こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

(2) 一体的に講ずべき施策とは、

例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策(例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供)
- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

といった施策が含まれると解される。

このように、(1) こどもに関する施策と(2) 一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念(第3条関係)

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの

意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性の

ある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。

- ・ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、(1) こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、(2) 主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、(1)「こどもに関する施策」は、(2)「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条関係）

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条・第14条関係）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が

想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）

こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

以上

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たったての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版（令和5年4月版）】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。

【第8条・第9条関係】

Q 4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

A 4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q 5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A 5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる

Q 6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A 6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q 7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A 7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下、「自治体子ども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定する子ども大綱を勘案して定めることとされている。

国の子ども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- を含むものでなければならないとされており、したがって、子ども大綱を勘案して作成する自治体子ども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体子ども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体子ども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体子ども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 子ども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体子ども計画は各自治体における子ども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、こども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、こども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、こども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するに当たって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率1/2が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、こども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。
こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめて行う、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定に当たって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村でこども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせてこども計画を策定することを検討しているが、国として自治体こども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えているか。

A16 自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 こども基本法第9条には、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。こども施策は、こども基本法第2条第2項において(1)こどもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、こども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、こども大綱を勘案して作成する必要がある自治体こども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」であり、こども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することとなっており、こども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それともこども基本法に規定される自治体こども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体こども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第 13 条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第 13 条第 2 項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機的な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第 11 条は、こども施策に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第 11 条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第 11 条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付ける規定が設けられている。令和 5 年 3 月に内閣官房においてこども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用しつつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNS を活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場所を通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和 5 年 3 月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えられる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、ファシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第14条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々の子どもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報の適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

【第17条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力に推進する役割を担うことが想定される。